

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 7 月 30 日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

**広島県公安委員会規則第14号**

**広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第14条第5項中「第2項」を「第1項」に、「前項」を「同項」に改める。

第21条の2第2項中「第2項」を「第1項」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、平成21年 8 月 1 日から施行する。